

CASBEE 熊本における建築物省エネ法改正に伴う共同住宅の省エネ性能評価方法の簡素化に関する対応について

令和元年（2019年）5月17日に公布されました、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律」（以下、改正建築物省エネ法）により、共同住宅の省エネ性能評価方法の簡素化が図られ、一次エネルギー基準の評価にあたり共用部分を評価しなくても良いことになりました。

一方、集合住宅用途の評価において、住戸及び共用部等の一次エネルギー消費量の値を用い、一部評価の計算を行っています。そのため、共用部の一次エネルギー消費量の入力がない場合、上記について正しく評価することができない状況となります。

そこで、集合住宅の評価において、集合住宅の共用部の一次エネルギー消費量を算定されない場合の評価については、暫定的に以下の計算方法にて算出された値を入力して評価するようお願いいたします。

【計算方法：「計画書」シートにおける一次エネルギー消費量の転記】

- (1) 共用部の基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギーを含む）
 - ・ 住戸の床面積の合計（㎡）× 0.1
- (2) 共用部の設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギーを含む）
 - ・ 共用部の基準一次エネルギー消費量 × BEI（又は、BEIm）

The screenshot shows the '建築物の一次エネルギー消費量' (Building Primary Energy Consumption) calculation interface. It is divided into '非住宅用途' (Non-residential use) and '共用部' (Common areas). The '共用部' section includes a table for energy consumption with columns for '共用部' and '専有部(全戸合計)'. Red arrows labeled (1) and (2) point to the '共用部' columns in the table, indicating where the values from the calculation steps should be entered. The '計画書' (Plan) sheet is highlighted with a red box at the bottom of the interface.